

寒河江市技能労務職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 8 日

寒河江市長      齋      藤      真      朗

寒河江市規則第 1 8 号

寒河江市技能労務職員就業規則の一部を改正する規則

寒河江市技能労務職員就業規則（平成 7 年市規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に、「第 1 3 条」を「第 1 3 条第 1 項若しくは第 1 3 条の 2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 3 中第 1 3 条の改正規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 3 1 号）附則第 1 条第 6 号に定める日から施行する。